

# 確定申告に行こう！

2月16日(火)～3月15日(火)  
受付時間／9時～17時

※事業・譲渡所得のある方(卸小売業やサービス業などの事業者や、土地・建物・株式などの売却がある方)は16時までとなります。

## 確定申告って 時間がかかりそう

確定申告は、確かに時間がかかるものです。しかし、必要な書類を準備してまとめ、計算が必要なものは計算してから臨むことで、早く済ませることができます。

例年よくあるのが、必要書類が全てそろっていないため書類を取りに戻る、または後日申告となるケースです。必要書類の代表的なものには、給与・公的年金の源泉徴収票、生命保険料控除・地震保険料控除の証明書などがあります。

対象となる書類は、10～1月ころに、勤務先または保険会社から受け取っているはず。全ての書類をなくさないように保管し、申告の際にご持参ください。もし、なくしてしまった場合は再発行してもらい、必要書類をそろえてから申告に臨むようにしてください。

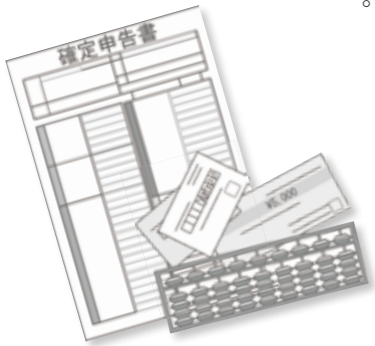
また、あらかじめ医療費控除の計算をしていないため、計算して出直すことになったり、その場で計算するため時間がかかり、他の方を待たせてしまうといったケースが多々あります。医療費控除は、対象となる領収書を受診した方ごと、さらに医療機関ごとにまとめて小計・合計を計算してきていただくことにより、確認が簡単に済み、時間がかかりません。入院・手術などで生命保険

会社などからの給付金があった場合は、その金額を差し引いた額が対象となりますので、その金額が分かるようにしてお越しください。また、町の小・中学生医療費助成制度(フレカ)のポイント分も、前述の給付金と同様に引き扱われます。ポイント相当分を引いた負担額が、医療費控除対象額となります。

営業や不動産賃貸の申告をする方は、事前に収入金額のほか、領収書や経費を整理して、一度、収支内訳書にまとめてから臨みましょう。収支をまとめていない場合は、他の方を長時間待たせてしまうことになりませんので、まとめてから後日、申告をお願いしています。

なお、平成26年分の申告から、全ての事業主の方が売り上げと仕入れや経費を記載した帳簿を作成し、7年間は保存することが義務付けられました。帳簿がない場合は申告をすることができませんので、ご注意ください。

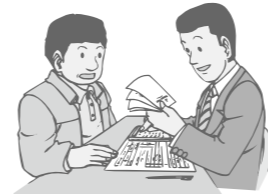
申告は、必要なものをしつかり準備し、まとめて、手早く済ませましょう。



## どうして確定申告が 必要なの

確定申告とは、前年の1年間に生じた全ての収入から経費を引いた所得の金額と、それに応じた所得税の額を計算し、その年に納めなければいけない所得税の過不足を清算する手続きです。勤務先で年末調整をされて既に所得税を清算している方など、一部の方を除いた皆さんは必ず確定申告をしなければなりません。

昨年中の所得を申告する手続きには、確定申告と住民税申告の2つがあります。いずれも、昨年の所得を計算し、申告するものですが、確定申告は国の税金である所得税を計算するために申告するもの、住民税申告は翌年度に課税される住民税を計算するために申告するものです。本来はそれぞれ申告しなければなりません。確定申告をした方はその内容で住民税申告をしたものとして取り扱われるため、あらためて住民税申告をする必要はありません。これ



その内容で住民税申告をしたものとして取り扱われるため、あらためて住民税申告をする必要はありません。これ

平成27年分の確定申告が2月16日(火)から始まります。必要な準備を事前にしっかりと行い、期限内に必ず申告するようにしましょう。

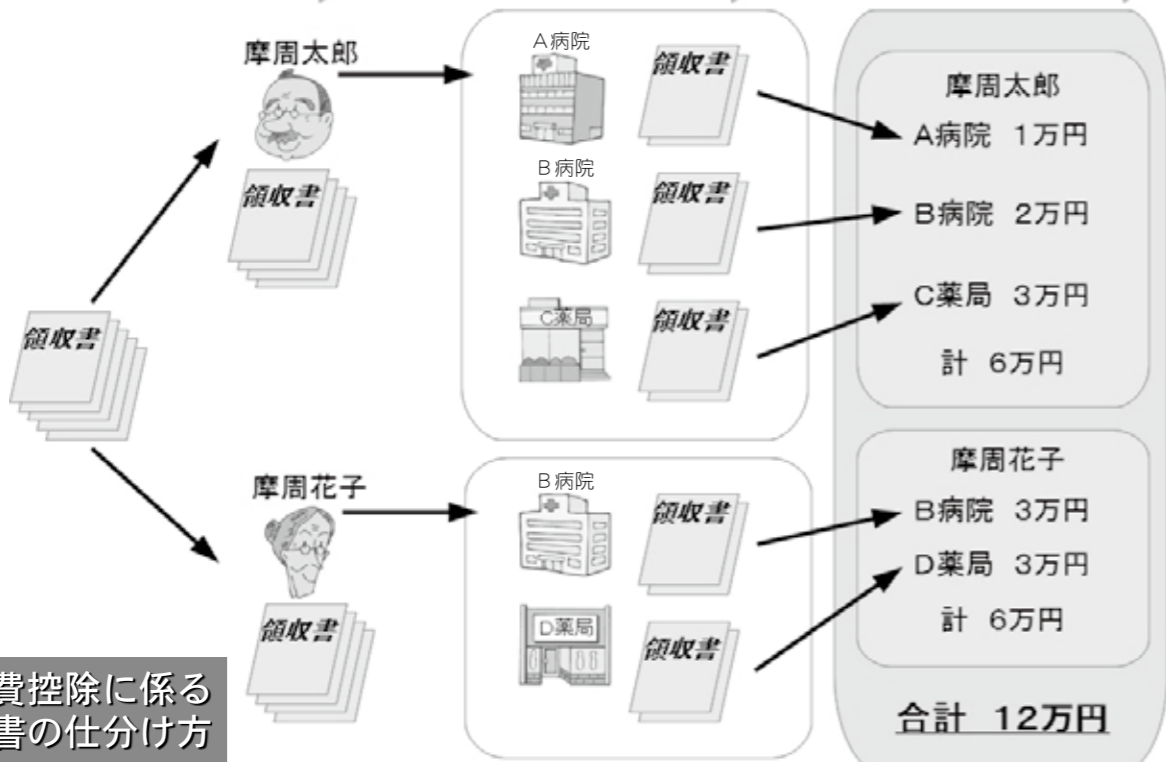
まで確定申告しかしたことがないという方も、実は住民税申告もしていることになっているのです。

所得税法の改正により、年金収入が400万円以下の方で、その他に20万円までの所得がない方は、確定申告の必要がなくなりました。これはあくまで「確定申告」の必要がなくなっただけですので「住民税申告」はしなければなりません。

勤務先で年末調整をしている方などでも、医療費控除がある場合、扶養控除・社会保険料控除に追加がある場合は、申告しなければ控除されませんので、確定申告の義務がなくても申告した方が有利になる場合もあります。

所得の申告をしなければ、そもそもどれだけの所得があるのか、もしくは所得が全くなのかというところが自分からわかりません。所得の判断ができないため、所得がない方や少ない方が受けられる公的サービスや税などの軽減も受けられないことがあります。また、所得が分からないため、本来は発行できる所得証明書などの証明書類が発行されません。ですから、確定申告・住民税申告で所得の申告をする必要があるのです。

- ①領収書を人ごとに分けます。
- ②病院・薬局ごとに分けます。
- ③小計・合計を計算します。



医療費控除に係る領収書の仕分け方

## 確定申告って 難しそう

確定申告には複雑な法律の規定が数多くありますが、要点を押さえればそれほど難しいものではありません。

毎年、誤りの多い医療費控除と公的年金受給者の申告について説明します。

### 〈医療費控除〉

**Q** 市販薬は医療費控除の対象になりますか？

**A** 市販薬も医薬品の場合、基本的には医療費控除の対象になります。ただし、病気の治療を目的としたもの、一般的な使用量を超えないものが対象です。たとえば医薬品であっても、健康増進や疾病予防のために購入したビタミン剤などの類い、一時的に症状を改善するだけのもの、医療機関の受診をせずに症状を自己判断して購入したもので疾病の治療に要すると明確に判断できないものは、該当になりません。



## 準備ができたなら お早めに

確定申告・住民税申告は、弟子屈町役場では2月16日(火)から開始となります。

還付申告については、釧路税務署で既に受け付けを開始していますので、お急ぎの方はそちらで申告してください。

終了は3月15日(火)です。必ず期限内に、忘れずに申告してください。

川湯消防会館2階でも、2月20日(土)・21日(日)の2日間、9時～正午、13時～16時(21日は15時まで)に受け付けします。川湯地区の方や土・日曜日しか都合がつかない方は、こちらをご利用ください。



**Q**

通院にかかる交通費は、医療費控除の対象になりますか？

**A** 公共交通機関(バス・JR)を利用した場合のみ対象となります。その場合は領収書が発行されませんので、必ず、利用した日や金額をメモするなどしてお持ちください。自家用車を使用して移動した場合のガソリン代などは、対象になりません。自家用車で移動したものを、公共交通機関に置き換えて控除できるわけではありませんので、ご注意ください。

**A**



**Q**

いくら以上かかると医療費控除の対象となるの？

**A** 医療費控除の対象額は、所得の5%か10万円のどちらか少ない方を超えた部分となります。所得が200万円以上の方は、10万円以上の部分が対象となります。具体的には、給与収入のみの場合は約311万円以上の方、年金収入のみの場合は

**Q**

約317万円以上の方が、それぞれ10万円以上の部分が控除対象の医療費となり、それ以下の方は、所得に応じて下がった下限額以上の部分が控除対象の医療費となります。

### 〈公的年金受給者の申告〉

**Q**

年金収入額が400万円以下で他に所得がないのですが、年金から所得税が引かれています。確定申告は必要ですか？



**A**

確定申告をすることで、所得税が還付される場合があります。源泉徴収票や控除に関する書類を用意し、申告を行ってください。所得税を計算した結果、納付が必要となった場合でも、年金収入額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下であれば、所得税を納付する必要はありません。その場合は、住民税申告をしていただきます。

**Q**

医療費控除や生命保険料控除などがあるのですが、確定申告や住民税申告は必要ですか？

**A** 確定申告または住民税申告をすることで、所得税が還付されたり、来年度の住民税の税額が下がる場合があります。医療費控除や生命保険料控除、扶養控除などは、申告をしなくても税額の計算に反映されません。該当する方は、控除に関する書類を用意して、申告を行ってください。これらの控除を申告しなくても住民税が非課税となる方もいますが、住民税申告は必要ですので、ご注意ください。



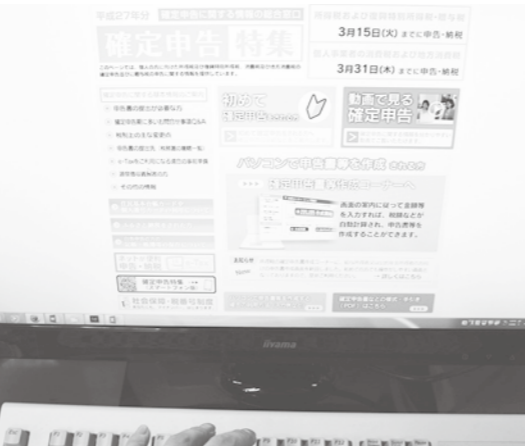
## 釧路税務署での確定申告

▶会場  
釧路税務署(釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎2階)

▶確定申告期間  
2月16日(火)～3月15日(火)  
※還付申告については、1月4日(月)から受け付けを開始しています。

▶受付時間  
平日の9～17時  
※混雑の状況により、長時間お待ちいただくこともありますので、なるべくお早めにお越しください。

□問い合わせ先  
釧路税務署 ☎0154-5100まで。



## おうちで作成 ネットで申告e-Tax

e-Taxとは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署に出掛けることなく、所得税・消費税の確定申告を自宅から行うことができるというものです。



①国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から直接送信できます  
自動計算で便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書を、自宅からe-Taxで直接送信できます。  
※確定申告書等作成コーナーは「確定申告」で検索してください。

②添付書類の提出や提示を省略できます  
所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、記載内容(病院などの名称・支払金額など)を入力して送信することで、これらの書類の提出や提示を省略できます。  
※税務署から書類の提出、または提示を求められることがありますので、必ず整理・保管をしてください。

③還付金を早く受け取ることができます  
e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。  
(3週間程度に短縮)

④24時間いつでも利用可能です  
所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

この機会にぜひ、e-Taxをご利用ください。  
手続きなどの詳しい内容は、e-Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

問い合わせ先/役場税務課課税係 ☎482-2914(課直通)